

## 第45回 研究倫理審査委員会【議事要旨】

日時 平成24年6月14日（木）午後3時30分～午後6時00分  
場所 本学 大会議室  
出席者 【学内委員】  
平野委員（委員長）、三島委員（副委員長）、秦委員、永江委員、  
加藤委員 ※秦委員は、実習引率のため途中退席。  
【外部委員】  
松本委員、内藤委員  
【事務局（記録）】  
大地本（事務室管理課）  
欠席者 木村委員

### 〈議事〉

#### 1. 平成24年5月提出申請書（3件）の審査について

##### ①申請番号88（申請者：石橋照子）

- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
- ・審査した結果、下記の条件を附することにより承認することとした。
  - (1) 研究協力者用の依頼書の「研究協力者の方にお願いたいこと」において、研究協力者の役割に応じた依頼内容を明記（インフォームド・コンセントやデータ収集を役割とする者に対応）すること。
  - (2) 研究計画書8. 1) に記されている「評価スケール」については、決定し、開発者もしくは翻訳者の了解を得た時点で、当委員会に報告すること。なお、報告の様式は問わない。
  - (3) 研究計画書8. 2) において、「対象者本人から辞退の意思表示があれば中止する」となっているが、「辞退書」を徴取することが望ましい。

##### ②申請番号89（申請者：平井由佳）

- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
- ・審査した結果、下記の理由を附して変更の勧告をすることとした。
  - (1) 研究計画書6. 研究方法の2) ③結果の処理 において、過去に調査したデータを目的外使用と読み取れる箇所があり、誤解のないよう適切な対応とその旨を明記すること。
  - (2) 調査対象者に対して、データ収集の目的、あるいは調査結果が後にどのように使用されるかについての事前説明が不十分である。

調査の目的、方法等を事前に示し、対象者の了解を得て調査することが、研究の特性上困難であるならば、その中で対象者の対象者の人権の保護及び安全の確保が必要であり、その旨を研究計画書において明らかにしなければならない。

- (3) ヒアリングで確認した7. 倫理的配慮の方法と、申請書ならびに研究計画書に記載されている7. 倫理的配慮の方法に齟齬が生じており、適切な実施・遵守をすること。

③申請番号90（申請者：平井由佳）

- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
  - ・審査した結果、下記の理由を附して変更の勧告をすることとした。
- (1) 調査対象者に対して、データ収集の目的、あるいは調査結果が後にどのように使用されるかについての事前説明が不十分である。  
調査の目的、方法等を事前に示し、対象者の了解を得て調査することが、研究の特性上困難であるならば、その中で対象者の人権の保護及び安全の確保が必要であり、その旨を研究計画書において明らかにしなければならない。  
また、得られたデータを目的外に使用しないようにするための方法を、研究計画書において示す必要がある。
- (2) ヒアリングで確認した7. 倫理的配慮の方法と、申請書ならびに研究計画書に記載されている7. 倫理的配慮の方法に齟齬が生じており、適切な実施・遵守をすること。

2. 第44回委員会(平成24年5月10日)における「条件付き承認」とされた申請の再審査の結果について

下記3件について、再審査(迅速審査)の結果を、平野委員長から報告された。

【再審査(迅速審査)の状況】

- 審査日時 5月25日(木)
- 審査委員 平野委員長、加藤委員、永江委員

【判定結果】

- ・申請番号85（申請者：川瀬淑子） → 「承認」
- ・申請番号86（申請者：松谷ひろみ） → 「承認」
- ・申請番号87（申請者：山中知子） → 「承認」

3. 次回委員会の開催日について

次回(第46回)委員会の開催予定日は、平成24年7月12日(木)午後3時30分とする事が確認された。

～ 以上 ～